

「（仮称）京ヶ森風力発電事業 環境影響評価準備書」に対する技術審査会答申（案）の形成

答 申 案	答申の考え方 ※1：○番号は、審査会資料「資料1-2」指摘事項と関連しています。 ※2：____は、指摘事項からの変更点。 ※3：解説、審査会時の御意見解説は太字。 ※4：各委員の修文は波線。	備 考 【委員名】 （専門分野）
【1 全般的事項】 (1) <u>対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）の大部分が硯上山万石浦県立自然公園及び一部が保安林に指定されており、隣接して複数の鳥獣保護区が指定されている。特に、事業区域の周辺ではイヌワシ等の希少猛禽類の生息が確認されるなど、良好な自然環境が保全されている。また、事業区域内には災害リスクの高い崩壊土砂流出危険地区が含まれている。</u> <u>このことから、後述する個別的事項を踏まえ、事業実施による自然環境や生活環境への影響を適切に調査、予測及び評価した上で、本事業の実施による影響を回避又は十分に低減するよう検討すること。</u>	（環境影響評価を進めるに当たって事業者が配慮すべき基本的項目。） 【参考：（仮称）京ヶ森風力発電事業 環境影響評価方法書】 【参考：（仮称）福島北風力発電事業 環境影響評価準備書】	
(2) 硯上山万石浦県立自然公園第3種特別地域内の環境及び、当該箇所の人と自然とのふれあいの活動の場や、女川町レンガみちからの景観に重大な影響を及ぼす配置計画のままになっている。環境影響評価の趣旨に従い、<u>事業区域から除外する等、より環境への影響が小さくなるような配置計画へと見直すこと。</u>	【全般的事項】 ① 硯上山万石浦県立自然公園第3種特別地域内の環境及び、当該箇所の人と自然とのふれあいの活動の場や、女川町レンガみちからの景観に重大な影響を及ぼす配置計画のままになっている。環境影響評価の趣旨に従い、より環境への影響が小さくなるような配置計画へと見直すこと。	【平野会長】 （景観）
(3) バードストライクの対策と風力発電機の色を環境調和色にする対策等、環境の項目間で影響の回避・低減策が相反する場合、それぞれの環境影響の重大性を踏まえた上で、<u>両者のバランスのとり方を含めて環境保全措置の採用経緯を、評価書に記載すること。</u> <u>なお、環境保全措置の採用に当たっては、猛禽類協議会の意見を聴くこと。</u>	【全般的事項】 ② バードストライクの対策と風力発電機の色を環境調和色にする対策等、環境の項目間で影響の回避・低減策が相反する場合、それぞれの環境影響の重大性を踏まえた上で<u>どのように両者のバランスを取るか</u>、評価書に記載すること。 【個別的事項】 動物 ① <u>希少猛禽類への影響の回避について、「猛禽類協議会」で引き続き検討を重ね、検討結果を環境影響評価技術審査会の場で示すこと。</u>	【平野会長】 （景観） 【永幡委員】 （騒音・振動） 【野口委員】 （植物）
(4) <u>事業区域西側で、ユーラス石巻ウインドファームが稼働していることから、今後、当該事業者からの情報収集に努め、鳥類・景観などについて累積的な環境影響を評価し、評価書に記載すること。</u>	【全般的事項】 ③ <u>本事業の西側で、ユーラス石巻ウインドファームが稼働していることから、今後、当該事業者からの情報収集に努め、景観などについて累積的な環境影響を評価すること。</u>	【平野会長】 （景観） 【山本委員】 （日照障害）

(5) <u>環境への影響に関して新たな事実が判明した場合においては、必要に応じて適切な措置を講ずること。</u>	(環境影響評価を進めるに当たって事業者が配慮すべき基本的項目。) 【参考：(仮称)福島北風力発電事業 環境影響評価準備書】	
(6) <u>事業区域周辺の住民、関係自治体である石巻市、女川町及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら、事業を進めること。特に、地域住民に影響を及ぼすことが予測される影響については、積極的に住民の意見を聴きとり、環境保全措置を講ずること。</u>	(環境影響評価を進めるに当たって事業者が配慮すべき基本的項目。) 【参考：(仮称)福島北風力発電事業 環境影響評価準備書】 【全般的事項】 ④ 地域住民に影響を及ぼすことが予測される影響については、積極的に住民の意見を聴きとり、<u>対策</u>を講ずること。	【平野会長】 (景観) 【内田委員】 (悪臭、水質、廃棄物)
【個別的事項】 (1) 騒音及び低周波音 イ 騒音による影響の評価については、<u>実態を踏まえた環境基準を適用した上で、再評価した結果を評価書に記載すること。</u> <u>なお、評価に当たっては、基準を満たしているかどうかのみで評価するのではなく、生じる影響の程度と評価結果に基づく回避・低減措置について文章により説明すること。</u> ロ 施設の稼働における騒音及び低周波音の影響について、<u>環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年)等のみにより評価するのではなく、平成30年10月にWHOが改訂した環境騒音についてのガイドライン等の最新の知見に基づく評価を併せて評価書に示し、安全側となる評価を採用すること。</u> ハ 建設機械の稼働に伴う騒音の予測について、<u>建設機械の稼働に伴う騒音について、住宅位置での5%時間率騒音レベルの予測値を評価書に記載すること。</u>	騒音・振動 ② 騒音による影響の評価については、<u>実態を踏まえた環境基準を適用し、再評価すること。</u> <u>なお、評価の方法としては、基準を満たしているかどうかのみを示した「○」、「×」で評価するのではなく、文章で説明すること。</u> ③ 施設の稼働における騒音・低周波音の影響について、<u>知事意見に環境省の指針(平成29年)等だけに従うのではなく、WHO欧州事務局の環境騒音ガイドライン(平成30年)など、最新の知見に基づいて、より安全側で適切に評価するよう求められていることを鑑み、最低でも環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(平成29年)よりも出版年が新しい、WHOの環境騒音ガイドラインを用いた場合の評価を示すこと。</u> ④ 建設機械の稼働に伴う騒音の予測について、<u>建設機械の稼働に伴う騒音について、建設機械の評価時間を8時間とした場合の予測結果(表10.1.1-18-(2))もつけていることについては、高く評価したい。せっかくここまでやっているのだから、ぜひ、住宅位置でのL_{A5}の予測値も示すこと。突発的に聞こえてくる大きな音が、最大、どの程度のものなのかということも、住民にとっては重要な情報であり、住民との環境コミュニケーションという観点からは、示されていることが望ましい予測値である。</u>	【平野会長】 (景観) 【永幡委員】 (騒音・振動) 【永幡委員】 (騒音・振動) 【永幡委員】 (騒音・振動)

(2) 地盤の安定性 事業区域は、崩壊土砂流出危険地区を含み、土砂災害警戒区域の上流域に該当するため、事業実施による改変が周辺の土砂災害を誘発しないよう、風力発電設備及び<u>管理用道路等の附帯設備</u>（以下、「<u>風力発電設備等</u>」という。）の構造・配置又は位置・規模の検討を行うこと。	地盤の安定性 ① 事業区域には、崩壊土砂流出危険地区及び土砂災害警戒区域の上流域（<u>土石流危険溪流</u>）が存在するため、事業実施による改変が周辺の土砂災害を誘発しないよう、風力発電設備及び<u>取付道路等の附帯設備</u>の構造・配置又は位置・規模の検討を行うこと。	【伊藤委員】 （地形・地質）
(3) 植物 工事用・管理用道路の計画の<u>見直しにより</u>、ナンブワチガイソウの群落を回避すること。	植物 ① 工事用・管理用道路の計画について、ナンブワチガイソウの群落を回避する<u>よう、設計を見直す</u>こと。	【平野会長】 （景観） 【野口委員】 （植物）
(4) 景観 女川町のレンガみちからの眺望に大きな影響を生じさせる可能性のある風力発電機の13、14、15号機が計画されている<u>尾根筋を事業区域から除外すること。</u>	景観 ① 女川町のレンガみちからの眺望に大きな影響を生じさせる可能性のある風力発電機の13、14、15号機の<u>配置等を見直す</u>こと。	【平野会長】 （景観）
(5) 人と自然との触れ合いの活動の場 イ 硯上山万石浦県立自然公園の第3種特別地域の改変が伴う10、11、12号機は、当該箇所のトレイルルートに対して壊滅的な影響を与える<u>ことから、当該区域を事業区域から除外すること。</u> ロ 雄勝森林公園キャンプ場など、調査地点の利用状況について情報収集の上、静穏性が求められる場合にあっては、単に環境基準に基づく評価を行うのではなく、求められる環境に合った静穏性が保たれるかを踏まえて再評価した結果を評価書に記載すること。 なお、<u>現在生じている騒音の種類や大きさ、設置される風車により発生する騒音の大きさの3点を踏まえて評価すること。</u> ハ 石巻緑のハイキングロードや各トレイルコースについて、利用状況のより詳細な情報を収集し、ハイキングや登山マラソン等のイベントに参加する利用者の満足度を著しく損ねることがないよう、<u>風力発電設備等</u>の配置等の見直しを含めて影響の低減を図ること。	人と自然との触れ合いの活動の場 ① 硯上山万石浦県立自然公園の第3種特別地域内に設置を計画されている10、11、12号機は、当該箇所のトレイルルートに対して壊滅的な影響を与える。<u>配置計画を全面的に見直すような回避低減措置をとること。</u> ② 雄勝森林公園キャンプ場など、調査地点の利用状況について情報収集し、静穏性が求められる場合にあっては、単に環境基準に基づく評価ではなく、求められる環境に合った静穏性が保たれるかを踏まえて再評価すること。 なお、<u>評価に当たっては、そこで今どんな音が聞こえていて、何デシベルぐらいで、さらに風車がどれぐらいの騒音で聞こえるのかという3点セットで考えること。</u> ③ 石巻緑のハイキングロードや各トレイルコースについて、利用状況のより詳細な情報を収集し、ハイキングや登山マラソン等のイベントに参加する利用者の満足度を著しく損ねることのないよう、<u>発電機</u>の配置等の見直しを含めて影響の低減を図ること。	【平野会長】 （景観） 【平野会長】 （景観） 【永幡委員】 （騒音・振動） 【野口委員】 （植物）

(6) 放射線の量 放射性物質が表層に含まれることが確認されたことから、施工に当たっては、表層土壌の飛散防止に加えて降雨等による流出防止策を講じること。	放射線の量 ① 放射性物質が表層に含まれることが確認されたことから、施工に当たっては、表層土壌の飛散防止に加えて降雨等による流出防止策を講じること。	【石井委員】 (放射性物質)
---	---	---------------------------

【答申（案）に反映しなかった指摘事項】

「個別的事項」

騒音・振動①

環境騒音の評価結果について、環境基準、要請限度の準用に当たっては現地環境を適切に把握した上で、現地環境にあった基準値を準用して再評価し、次回の環境影響評価技術審査会で示すこと。【永幡委員】

騒音・振動⑤

準備書に書かれた次の文は、何が言いたいのか、よくわからないため、修正すること。「秋季・冬季もばらつきがあるものの、地点により、風速が大きくなるにつれて残留騒音レベルが大きくなる傾向にある」【永幡委員】

廃棄物等①

産業廃棄物について、処分量が0となっているが、これは、中間処理施設での処理を行った後も埋め立て処分するものなどはないという解釈でよいのか。
(処理施設の位置は次ページの地図に示されているので、文書の中に中間処理施設の名称を記載してほしい。名称がわかれば、どのような処理をしているのか調べることができるので。)【丸尾委員】

⇒答申の審査会の場で回答してもらうべき内容であるため、答申には加えない